

○警察官等けん銃使用及び取扱い規範及び神奈川県警察けん銃使用及び取扱い細則
の解釈及び運用について

(平成 14 年 5 月 1 日例規第 31 号／神教発第 482 号／神装発第 187 号)
最終改正 令和 3 年 9 月 17 日例規第 43 号神務発第 909 号

各所属長あて 本部長

このたび、警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和 37 年国家公安委員会規則第 7 号)及び神奈川県警察けん銃使用及び取扱い細則(昭和 37 年神奈川県警察本部訓令第 21 号)の解釈及び運用について次のように定めたので、部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようになされたい。

おって、次の例規通達は廃止する。

- 1 神奈川県警察けん銃警棒等使用及び取扱い細則の制定について(昭和 37 年 10 月 1 日 例規、神務発第 519 号)
- 2 神奈川県警察けん銃警棒等使用及び取扱い細則の一部改正について(昭和 53 年 3 月 30 日 例規、神装発第 93 号)